

障害者世帯に住宅用火災警報器を給付します

火災発生時に感知・避難が困難な障害者の世帯に対し、火災警報器を給付します。

■対象 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害で、身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持する方

■世帯条件 障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯

■自己負担 原則として1割負担（世帯の課税状況によって、上限額が決まっています）

■申請先 ○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係
TEL 0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

身体障害者等用駐車場の利用証を交付します

愛媛県では身体障害者等用駐車場（車椅子マークのある駐車場）を適正に利用していただくため、歩行困難な方に

県内共通の身体障害者等用駐車場の利用証を交付するパーキングパーミット制度を7月1日（木）から開始します。

■交付対象 身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人のうち、歩行が困難な方

■交付場所 ○東予地方局地域福祉課 ○市庁舎別館社会福祉課・高齢介護課

○各総合支所市民福祉課 ○市内の保健センター

■交付に必要なもの 状況が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、母子健康手帳、健康保険証など）

■問合せ ○愛媛県障害福祉課
TEL 089-912-2422
○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係
TEL 0897-52-1214



▲利用証（パーキングパーミット）のイメージ

父子家庭の皆さまにも児童扶養手当が支給されます

平成22年8月1日から制度開始。平成22年8月～11月分の手当支給は同年12月です。

ひとり親家庭の自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当の受給には、お住まいの市町村への申請が必要です。手当額や申請に必要なもの等は、受給資格者によって異なりますので、まずは担当課へご相談ください。

児童扶養手当の目的

父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的としています。

支給の対象となる子どもの年齢

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。心身に一定の障害がある場合は、20歳未満の児童。

父子家庭の支給要件

①～⑤のいずれかに該当する子どもを父が監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消
- ②母が死亡
- ③母が一定程度の障害の状態
- ④母の生死が明らかでない
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している、母が1年以上拘禁されている、母が婚姻によらないで懐胎した）

手当額（月額）

受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等で決められます。

- 児童1人の場合
全部支給：41,720円 一部支給：9,850円～41,710円
- 児童2人以上の加算額
2人目：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

父子家庭の受給方法

平成22年11月30日までに申請すると、次の取り扱いとなります。11月30日を過ぎると申請の翌月分からの支給となりますので、早めに担当課へご相談ください。

- 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
平成22年8月分から支給されます。申請は平成22年8月1日より前からできます。
- 平成22年8月1日以降に支給要件に該当した方
要件に該当した日の翌月分から支給されます。
※8月～11月分が支給されるのは12月です。

申請先 ○市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1337
○各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）